

犯罪被害者等支援条例と支援推進計画について

I 神奈川県犯罪被害者等支援条例の概要

1 目的（第1条）

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

2 内容

(1) 基本理念（第3条）

- ア 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- イ すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ウ 県、県民等、市町村の連携、協力による犯罪被害者等支援の推進

(2) 関係者の責務（第4条から第6条まで）

県、県民、事業者、民間支援団体の責務を規定

(3) 犯罪被害者等支援推進計画の策定（第8条）

犯罪被害者等支援施策の総合的、計画的な推進を図るため「犯罪被害者等支援推進計画」を策定

(4) 基本的施策

- ア 総合的支援体制の整備（第10条）
- イ 経済的負担の軽減（第11条）
- ウ 弁護士等による相談体制の充実等（第12条）
- エ 日常生活の支援（第13条）
- オ 心身に受けた影響からの回復（第14条）
- カ 一時的な住居の提供等（第15条）
- キ 人材の育成等（第16条）
- ク 民間支援団体等に対する支援（第17条）
- ケ 県民の理解の増進（第18条）
- コ 事業者の理解の増進（第19条）
- サ 推進体制の整備（第20条）
- シ 地域における犯罪被害者等支援の推進（第21条）

(5) 緊急支援の実施（第22条）

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合、緊急支援を実施

3 施行期日及び検討

施行期日 平成21年4月1日

施行日から起算して5年を経過するごとに検討（附則第3項）

Ⅱ 第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の概要

1 策定の趣旨

「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定めるもの。

2 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

(平成29年8月に計画の中間年度の検証結果を踏まえ一部修正)

3 計画の推進、施策の検証等

- ・ 庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体などと連携して施策を推進
- ・ 年度毎に施策の実施状況等を取りまとめて公表し、県民、市町村、関係団体等から意見を聴取し、進捗状況を点検し、必要に応じて施策事業の見直しを行いながら計画を推進
- ・ 中間年度には、有識者等で構成する「神奈川犯罪被害者等支援施策検討委員会」において施策の総合的な検証を行い、同委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を実施。
- ・ 計画の最終年度等に計画の見直しを行う場合も、同様に施策の総合的な検証を行った上で、計画を見直し

4 基本目標

条例を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、次の2つの「基本目標」を設定している。

(1) 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

犯罪被害者等が一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを目標として位置づけ。

(2) 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

周囲の無理解や心ない対応による精神的な被害、いわゆる二次被害をなくし、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目標として位置づけ。

5 重点的取組

犯罪被害者支援施策は多岐にわたることから、重点的に取り組む23の施策を「重点的取組」と位置付けて実施

区 分	重点的取組
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携	
(1) 総合的支援体制の整備	① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営・充実 ② 性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備 ③ 緊急支援態勢の整備 ④ 緊急支援の推進・・・ 新
(2) 地域における支援体制の整備	① 市町村の取組支援と連携の推進 ② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開
(3) 支援関係機関の連携	① 支援関係機関ネットワークの充実 等
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	
(1) 経済的負担の軽減	① 生活資金貸付の実施 ② 犯罪被害給付制度の周知等 ③ 弁護士による法律相談の実施・・・ 修 ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施・・・ 修 ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供 ⑥ 市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供 等
(2) 法律問題の解決への支援	① 弁護士による法律相談の実施（再掲）
(3) 日常生活の支援	① 直接（付添い）支援の提供 ② 生活支援を担うボランティアの育成 ③ 支援ボランティア登録制度の運用
(4) 心身に受けた影響からの回復	① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施（再掲） ② 自助グループの紹介 ③ 精神科受診の支援・・・ 新
(5) 一時的な住居の提供等	① 緊急避難場所（ホテル等）の提供（再掲） ② 住居の確保への支援 等
3 県民・事業者の理解の促進	
(1) 県民・事業者の理解の促進	① 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開 ② 被害者等への理解についての普及啓発の推進 ③ 犯罪被害者等理解促進講座の実施 等
4 被害者を支える人材の育成	
(5) 被害者等を支える人材の育成	① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 ② 生活支援を担うボランティアの育成（再掲） ③ 支援ボランティア登録制度の実施（再掲）

新 は平成29年8月の計画修正において新たに施策として位置付けた取組

修 は平成29年8月の計画修正において施策内容の修正を行った取組